



鳥取県公報

平成 26 年 4 月 8 日 (火)
第 8 5 8 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (267) (福祉保健課) 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療 機関の指定 (268) (障がい福祉課) 3 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の指定 (269) (医療指導課) . 3 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の失効 (270) (〃) 4 肥料の登録 (271) (くらしの安心推進課) 4 公衆浴場入浴料金の統制額の指定 (272) (〃) 4 県営土地改良事業計画の決定 (2件) (273・274) (農地・水保全課) 5 保安林の指定予定 (5件) (275~279) (森林づくり推進課) 5 水防法による浸水想定区域の変更 (280) (河川課) 8 鳥取県立みなとさかい交流館の利用料金 (281) (空港港湾課) 8 収入証紙の小売りさばき人の指定 (282) (会計指導課) 9 土地改良区の役員の就退任 (2件) (283・284) (中部総合事務所農林局) 9 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (285) (中部総合事務所福祉保健局) 11 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (286) (〃) 11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビスの事業の廃止の届出 (287) (西部総合事務所福祉保健局) 11 指定居宅サービス事業者の指定 (288) (東部福祉保健事務所) 12 指定介護老人福祉施設の指定 (289) (〃) 13 指定介護予防サービス事業者の指定 (290) (〃) 13 介護老人保健施設の開設の許可 (291) (〃) 13 土地改良区の役員の就退任 (292) (東部農林事務所) 14
◇ 教委告示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (12) (教育総務課) 14
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (2件) (警察本部生活安全企画課) 14
◇ 調達公告	落札者の決定 (警察本部会計課) 17

告 示

鳥取県告示第267号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名称	所在地	指定年月日
ユニット型介護老人保健施設いなば幸朋苑	鳥取市浜坂228-1	平成26年4月1日
ユニット型介護老人保健施設ル・サンテリオン	倉吉市山根55-233	〃
ユニット型介護老人保健施設ひまわり	倉吉市関金町関金宿1891-1	〃

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	ユニット型介護老人保健施設いなば幸朋苑	鳥取市浜坂228-1	通所リハビリテーション	平成26年4月1日
〃	〃	〃	鳥取市浜坂228-1	短期入所療養介護	〃
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	ユニット型介護老人保健施設ル・サンテリオン	倉吉市山根55-233	〃	〃
医療法人至誠会	倉吉市東昭和町158	ユニット型介護老人保健施設ひまわり	倉吉市関金町関金宿1891-1	〃	〃

3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	ユニット型介護老人保健施設いなば幸朋苑	鳥取市浜坂228-1	介護予防通所リハビリテーション	平成26年4月1日
〃	〃	〃	鳥取市浜坂228-1	介護予防短期入所療養介護	〃
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	ユニット型介護老人保健施設ル・サンテリオン	倉吉市山根55-233	〃	〃
医療法人至誠会	倉吉市東昭和町158	ユニット型介護老人保健施設ひまわり	倉吉市関金町関金宿1891-1	〃	〃

鳥取県告示第268号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

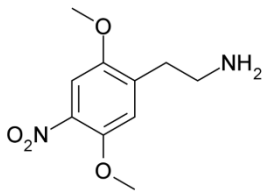
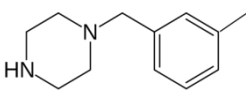
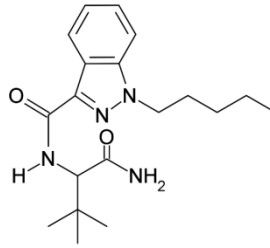
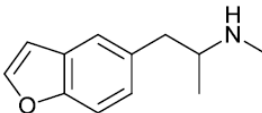
開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療の 種類	指定年月日
株式会社ファーマシィ 代表取締役 武田 宏	広島県福山市沖野上町四丁目23-27	ファーマシィ米子センター薬局	米子市上福原177-3	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成26年4月1日
門脇 孝幸	米子市富益町4557-7	ひまわり薬局	米子市尾高904-7	〃	〃

鳥取県告示第269号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第2条第7号の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成26年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

通称名	化学名等	構造式
2C-N	2-(2,5-ジメトキシ-4-ニトロフェニル)エタンアミン及びその塩類	
1-[(3-メチルフェニル)メチル]ピペラジン	1-[(3-メチルフェニル)メチル]ピペラジン及びその塩類	
ADB-PINACA	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	
5-MAPB	1-(ベンゾフラン-5-イル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類	

鳥取県告示第270号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

通称名	化学名等	指定年月日	失効年月日
α-PBPピペリジンアナログ	1-フェニル-2-(ピペリジン-1-イル)ブタン-1-オン及びその塩類	平成25年11月19日	平成26年4月5日
A-836339	N-[3-(2-メトキシエチル)-4,5-ジメチル-2(3H)-チアゾールイリデン]-2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類	"	"

鳥取県告示第271号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項本文の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成26年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録年月日
鳥取県第552号	混合有機質肥料	フィッシュソリュブル吸着肥料	窒素全量 6.5 りん酸全量 3.0 加里全量 1.0	該当なし	アスカバイオ株式会社 東京都中央区日本橋二丁目16-7	平成26年1月6日

鳥取県告示第272号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成26年4月21日から施行する。

平成17年鳥取県告示第916号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）は、平成26年4月20日限り廃止する。

平成26年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公衆浴場入浴料金の統制額

区 分	入 浴 料 金		
	大 人 (12歳以上の者)	中 人 (6歳以上12歳未満の者)	小 人 (6歳未満の者)
統 制 額 (1人につき)	400円	150円	80円

- 2 鳥取県公衆浴場法施行条例(昭和32年鳥取県条例第4号)第1条の2第1号に規定する一般公衆浴場以外の公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は適用しない。

鳥取県告示第273号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営農業水利施設保全合理化事業大口堰地区農業用排水)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成26年4月8日から同年4月28日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第274号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営農業水利施設保全合理化事業今在家地区農業用排水)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成26年4月8日から同年4月28日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所及び八頭町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第275号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市佐治町森坪字マノ畑76の1、77、字立ヒラ195の1、203の5
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第276号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
岩美郡岩美町大字大羽尾字浜頭352、353
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第277号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
岩美郡岩美町大字銀山字砥谷平751
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第278号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字大谷字大峰728の9、字堂ノ子941の1、942の1
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第279号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日南町阿毘縁字川西山385の3、385の4
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第280号

平成21年鳥取県告示第367号（水防法による浸水想定区域の指定等について）で指定した浸水想定区域を変更したので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第4項において準用する同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成26年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 変更後の浸水想定区域に係る河川の名称
一級河川千代川水系大路川
- 2 変更後の指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を表記した図面を閲覧に供する場所
鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県県土整備部鳥取県土整備事務所

鳥取県告示第281号

鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立みなとさかい交流館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

区 分	単 位	金 額
会議室	30分につき	400円

備考 利用時間が30分未満であるとき、又は利用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算するものとする。

2 承認年月日等

(1)承認年月日 平成26年 3 月 31 日

(2)適用開始年月日 平成26年 4 月 1 日

鳥取県告示第282号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年 4 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成26年 4 月 1 日	654	米子市加茂町 2 - 204 米子商工会議所会館 1 階	株式会社鳥取銀行 米子商工会議所支店	米子市加茂町 2 - 204 米子商工会議所会館 1 階

鳥取県告示第283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北谷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年 4 月 8 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事 西 山 義 治 倉吉市俣谷88
 " 福 井 守 倉吉市福富108
 " 森 本 伸 一 倉吉市森195
 " 松 島 義 明 倉吉市福本107
 " 野 島 由紀夫 倉吉市沢谷129
 " 福 寄 敏 幸 倉吉市杉野193
 " 笠 見 猛 倉吉市中野214
 " 藤 井 裕 篤 倉吉市中野166
 " 重 道 臣 倉吉市長谷71
 " 佐々木 長 男 倉吉市大河内442
 " 佐々木 泉 倉吉市大河内118
 監 事 野 島 忠 徳 倉吉市沢谷242
 " 西 谷 英 男 倉吉市森244

平成26年 2 月 23 日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 笠 見 猛 倉吉市中野214
 " 福 井 守 倉吉市福富108
 " 森 本 伸 一 倉吉市森195
 " 松 島 義 明 倉吉市福本107
 " 野 嶋 和 明 倉吉市沢谷140

〃	福 寄 敏 幸	倉吉市杉野193
〃	福 永 國 孝	倉吉市中野164- 6
〃	景 山 修	倉吉市俣谷215
〃	重 道 臣	倉吉市長谷71
〃	佐々木 長 男	倉吉市大河内442
〃	佐々木 英 雄	倉吉市大河内154
監 事	熊 谷 晃 也	倉吉市杉野191
〃	西 谷 英 男	倉吉市森244

平成26年2月24日就任 任期4年

鳥取県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	楠 本 正 壽	倉吉市服部605
〃	池 本 宏 之	倉吉市福光428
〃	田 中 敏 男	倉吉市上米積1101- 8
〃	福 有 裕 美	倉吉市上大立310
〃	藤 井 篤 志	倉吉市上福田290
〃	山 根 康 治	倉吉市桜435- 1
〃	石 原 穰	倉吉市三江545- 2
〃	山 根 哲 邦	倉吉市河来見581
〃	山 脇 優	倉吉市三江168
〃	松 島 博 文	倉吉市福本125
〃	岩 本 廣 明	倉吉市横田118- 3
〃	藤 井 覚	倉吉市尾田180
〃	細 田 利 春	倉吉市岡95- 1
〃	蒔 田 力 雄	倉吉市福積334
〃	福 井 聡	倉吉市般若298
監 事	坂 本 襄	倉吉市服部632
〃	河 本 良 一	倉吉市横田84
〃	池 田 勇	倉吉市三江144- 4

平成26年3月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 脇 優	倉吉市三江168
〃	大 田 泰 弘	倉吉市大立739
〃	楠 本 正 壽	倉吉市服部605
〃	池 本 宏 之	倉吉市福光428
〃	石 原 穰	倉吉市三江545- 2

〃 山 根 哲 邦 倉吉市河来見581
 〃 松 島 博 文 倉吉市福本125
 〃 岩 本 廣 明 倉吉市横田118- 3
 〃 藤 井 覚 倉吉市尾田180
 〃 細 田 利 春 倉吉市岡95- 1
 〃 山 部 秀 樹 倉吉市棕波282- 1
 〃 蒔 田 力 雄 倉吉市福積334
 〃 杉 本 宗 和 倉吉市上福田296
 〃 上 口 克 頼 倉吉市上米積394- 2
 〃 松 井 利 之 倉吉市桜452
 監 事 坂 本 襄 倉吉市服部632
 〃 河 本 良 一 倉吉市横田84
 〃 池 田 勇 倉吉市三江144- 4

平成26年3月19日就任 任期4年

鳥取県告示第285号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ひかり 保健企画	ひかり調剤薬局	倉吉市東巖城町56	平成26年4月 1日	平成26年5月 1日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ひかり 保健企画	ひかり調剤薬局	倉吉市東巖城町56	平成26年4月 1日	平成26年5月 1日	介護予防居宅療 養管理指導

鳥取県告示第287号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に

基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年 4 月 8 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 柿木村福祉会	西伯郡大山町 高田1685-3	高田の柿木村ホーム	西伯郡大山町高田 1685-3	共同生活援助	平成26年 3 月 31日
社会福祉法人 遊歩	米子市彦名町 2850-1	われもこうの家	米子市彦名町2850-1	〃	〃
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野町 2259-43	ふるさとホーム	米子市錦海町三丁目 6-9	〃	〃
〃	〃	さかいみなとホーム	境港市外江町3413-3	〃	〃
社会福祉法人 もみの木福祉会	米子市富益町 4660	社会福祉法人もみの木福祉会共同生活援助及び共同生活介護事業所	米子市富益町4660	〃	〃
特定非営利活動法人あかり 広場	米子市皆生温泉 2-2-8	ピアットあかり	米子市皆生温泉1-1-56	〃	〃
特定非営利活動法人あいぼりい	米子市両三柳 2300-1	ケアハウスあいぼりい	西伯郡伯耆町2100-1	〃	〃
社会福祉法人 祥和会	西伯郡南部町 福成3293	あいみの家	西伯郡南部町天万 537-1	〃	〃
社会福祉法人 養和会	米子市上後藤 8-9-23	グループホームつばさ	米子市両三柳897-3	〃	〃

鳥取県告示第288号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 4 月 8 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
------------	-------------	--------------	-------	---------

医療法人竹田内科 医院	本町デイサービスた けだ	鳥取市本町二丁目 109	平成26年3月28日	通所介護
社会福祉法人鳥取 福祉会	特別養護老人ホーム 若葉台短期入所 生活介護事業所	鳥取市若葉台四丁 目2-27	平成26年4月1日	短期入所生活介護

鳥取県告示第289号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月8日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

開設者の名称	介護老人福祉施設の名称	介護老人福祉施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人青谷福祉会	特別養護老人ホームなり すな	鳥取市青谷町善田27-1	平成26年4月1日
社会福祉法人あすなる会	岩井あすなる	岩美郡岩美町宇治1034	〃

鳥取県告示第290号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月8日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人竹田内科 医院	本町デイサービスた けだ	鳥取市本町二丁目 109	平成26年3月28日	介護予防通所介護

鳥取県告示第291号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月8日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
医療法人アスピオス	ユニット型介護老人保健施設 みやこ苑	鳥取市三津1072-307	平成26年4月1日

鳥取県告示第292号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年4月8日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

退任した役員の氏名及び住所

理事 山田 義光 鳥取市田島557

平成26年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 川島 忍 鳥取市西品治547-2

平成26年4月1日就任 任期3年

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第12号**

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年4月8日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県学校改善モデル校支援委託業務企画提案審査委員会	学校改善モデル校支援委託業務に係る委託業者の選定に関する事項	平成26年4月8日から同年9月30日まで	教育総務課

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成26年4月8日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 検定に係る警備業務の種類及び級

雑踏警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成26年7月22日（火）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成26年8月25日（月）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

30名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 雑踏警備業務の管理に関すること。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏警備業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 雑踏警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

平成26年6月16日（月）から同月20日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面

(5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、13,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(2) 受検者は、筆記用具を持参すること。

- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成26年4月8日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
雑踏警備業務 2級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成26年7月22日（火）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
平成26年8月26日（火）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
30名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
平成26年6月16日（月）から同月20日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

- (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、13,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
(2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
(3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成26年3月26日
4 落札者の名称及び所在地	住友電工システムソリューション株式会社大阪支社 大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2-4
5 落札金額	51,300,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
6 入札公告日	平成26年2月14日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県警察本部警務部会計課 鳥取市東町一丁目271